

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）の使用料の額及び支払方法は、次のとおりとする。

一 使用料の額（消費税法（昭和六十三年法律第八十号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては（一）及び（二）に規定する金額並びに（三）に規定する金額を一・〇五で除した金額（ただし、（四）の適用のある場合にあつては、その金額。以下同じ。）とし、それ以外の航空機にあつては（一）及び（二）に規定する金額にそれぞれ一・〇五を乗じた金額並びに（三）に規定する金額とする。）

(二) 停留料

停留料は、三時間以上空港内に停留する航空機について、空港における停留時間二十四時間（二十四時間未満は、二十四時間として計算する。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。

イ 二十三トンを超える航空機

(a) 二十五トン以下の重量については、一トンごとに

九十円

(b) 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに

八十円

(c) 百トンを超える重量については、一トンごとに

七十円

(四) 特別

イ 着陸料は、（一）の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、徴収しない。

(d) 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸

キ 停留料は、（二）の規定にかかわらず、イ(d)の場合には、徴収しない。